慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治期の貨幣偽造に関する刑事規制の立法と運用： 旧刑法における「法の継受」の位置付け
Sub Title	Legislation and operation of the criminal regulation for counterfeiting of currency in the Meiji : the former penal code enforced in 1882 and accepting the law
Author	髙田, 久実(Takada, Kumi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2015
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.105, (2015. 6) ,p.35- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20150615-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治期の貨幣偽造に関する刑事規制の立法と運用

――旧刑法における「法の継受」の位置付け――

髙田久実

一　はじめに
二　旧刑法の編纂議論における「貨幣」
　㈠　旧刑法「貨幣ヲ偽造スル罪」
　㈡　「貨幣」をめぐる鶴田とボアソナードの相違
三　刑事規制における旧貨幣の位置付け
　㈠　ボアソナードが見た旧貨幣
　㈡　律系刑法における「宝貨」の内容
　㈢　旧刑法の編纂議論と司法運用上の律系刑法
四　むすび

一　はじめに

従来、明治期以降のわが国で見られた、西洋法を模範とする立法や法の解釈・適用は、「法の継受」という現象として理解され、明治一五年に施行された刑法典（以下、「旧刑法」と呼称する）は、わが国で最初の「近代西欧」的な法典として法典編纂史に位置付けられてきた。[1] そのような中、お雇い法律顧問・ボアソナード[2]と、日本人編纂委員の代表である司法省官吏・鶴田皓[3]が司法省で行った編纂議論の筆記録を収めた『日本刑法草案会議筆記』（以下、『会議筆記』と呼称する）[4]が刊行されると、その議論に対する分析を通し、制定された条文に鶴田の意見が少なからず反映されていることが明らかになった。これにより、西洋からの「法の継受」という側面を強調して論じる方法が見直され、それまでのわが国に存在する法に連なった要素が旧刑法に見出せることが指摘されるようになる。[5] このように、旧刑法をめぐる研究は主に制定過程の議論を参照して、制定された条文の性格を明らかにするという手法によって進められてきた。しかしながら、紛争の解決および秩序の維持という刑法の機能を考えたとき、実社会へ法が適用される過程に関する考察は欠かすことのできない視点であろう。すなわち、立法の局面に加えて、編纂と並行して行われた司法運用上の解釈・適用をふまえることによって、刑事規制としての旧刑法の性格をより明確に捉えられると考える。

このような問題意識を前提として、本稿では同法第二編「公益ニ関スル重罪軽罪」の第四章「信用ヲ害スル罪」における「貨幣ヲ偽造スル罪」を考察する。[6] そもそも、貨幣の偽造に対する刑事規制は、江戸期のわが国にすでに存在し、[7] 旧刑法が主たる参考とした一八一〇年に施行されたフランス刑法典（以下、一八一〇年仏刑法典と呼称する）にも規定されている。このように、「持ち込まれる法」と「在来の法」に共通して存在する犯罪を素材として、旧刑法の規定を理解すれば、「法の継受」を介した立法の様相をより具体的に捉えることができよう。

そして、刑事規制の対象としての「貨幣」を検討することにより、司法運用と立法の関係性という観点からの考察が可能となる。明治初年には、旧幕下で発行された貨幣が依然として社会で使用されており、明治政府も当初はその通用を認めていた。また、偽造貨幣が氾濫し[8]、地域経済[9]や外交[10]に甚大な影響を与えていたことも指摘されている。このような「宝貨錯乱[11]」ともいうべき状況のなか、貨幣制度の確立を企図する明治政府のもとでなされた貨幣の偽造に対する刑事規制と、それと同時期に進行していた旧刑法の編纂を併せて検討すれば、法の適用・解釈と立法の関係性について、制定主体の意図をふまえた考察ができよう。また、旧刑法編纂時に現行法として実際に適用されていた刑罰を規定する基本的な法規は、中国律に起源をもつ刑法（「新律綱領」、「改定律例」およびそれらに関する単行法令を指し、以下では「律系刑法」と呼称する）であり、それと「近代西欧」的といわれる旧刑法の編纂との関連性を探究すれば、法の継受を考察するうえで重要な事例になると考えられる。

以上のような視角から旧刑法の編纂過程を検討し、わが国最初の「近代西欧」的な法典といわれる旧刑法において、「貨幣」がいかなるものとして規定されたかを明らかにする[12]。これを通じ、西洋法の継受を経験して形成されたわが国における近代法の生成過程を理解する端緒を得るべく、論考を試みたい。

二　旧刑法の編纂議論における「貨幣」

㈠　旧刑法「貨幣ヲ偽造スル罪」

貨幣の偽造に関する旧刑法の規定は、第一八二条から第一九三条に「貨幣ヲ偽造スル罪」として定められている。第一八二条から客体毎に条文が設けられ、「内国通用ノ金銀貨及ビ紙幣」、第一八三条「内国ニ於テ通用スル外国ノ金

銀貨」、第一八四条「官許ヲ得テ発行スル銀行ノ紙幣」、第一八五条「内国通用ノ銅貨」とあり、それぞれに「偽造シテ行使」および「変造シテ行使」が基本的な行為とされる。[13] 第一八五条以降は、輸入や、行為の主体、未遂に関する規定が続く。[14] ここでは、冒頭に置かれた「金銀貨」をめぐる編纂の様子を主眼に置いて考察を行い、旧刑法に規定された「貨幣」の内容を明らかにする。[15]

本章における主な検討の対象は、司法省でまとめられた各草案をめぐる議論[16]と、太政官に設置された刑法草案審査局（以下、「審査局」と呼称する）[17]で作成された「刑法審査修正案（以下、「審査修正案」と呼称する）[18]」とする。これらの草案は、旧刑法の編纂過程の中[19]、次に示す局面[20]においてそれぞれまとめられた。まず、明治八年九月一五日に刑法草案取調掛が司法省内に設置され、同省官吏の編纂委員が総則部分の草案を作成して元老院へ提出するも、内容不十分として返却されるまでを第一段階、その反省から同九年五月に編纂作業へと加えられたボアソナードと日本人編纂委員の代表・司法省官吏鶴田皓の議論による草案の作成を第二段階と見なし得る。そして、司法省での最終草案「日本刑法草案」に対して、日本人のみで構成された審査局が行った修正を第三段階、そして、そこで作成された「審査修正案」に対する元老院での審議を第四段階とする。本稿の対象である貨幣の偽造に関する規定は各則分野に属するため、第二段階から具体的な討論が始まった。また、元老院の審議では「貨幣ヲ偽造スル罪」に対する修正は施されず[21]、審査局段階における「審査修正案」と、公布・施行された旧刑法の条文に変わりはない。このような経緯をふまえ、司法省におけるボアソナードと日本人編纂委員の議論[22]および審査局の「審査修正案[23]」に関する検討を行う。

(二)　「貨幣」をめぐる鶴田とボアソナードの相違

1　司法省草案に見えるボアソナードの理解

まず、ボアソナードが想定した偽造罪における「貨幣」を明らかにするため、旧刑法第一八三条「内国通用ノ金銀

貨及ビ紙幣」という文言に至るまでの変遷を各草案から整理する。[24] 司法省の編纂議論でボアソナードが最初に起案して示した第一案における貨幣は、第一条「内国ノ金銀貨幣又ハ内国ニ於テ当然通用ヲ為ス所ノ外国貨幣」と第五条「便宜通用スル所ノ外国ノ金銀貨幣」に分けられていた。第二案において後者が「内国ニ於テ当然通用スル所ノモノニ非サル外国ノ金銀貨幣」とされて以降、若干の語句の変遷を経て、[25] 司法省草案の最終稿である「日本刑法草案」では、第二一四条「内国ニ於テ普ク通用スル所ノ内国又ハ外国ノ金銀貨幣」と第二一五条「内国ニ於テ普ク通用セサル外国ノ金銀貨幣」と区別された。[26] しかし、この司法省草案を修正した審査局では、それぞれが「内国通用ノ金銀貨及ヒ紙幣」と「内国ニ於テ通用スル外国ノ金銀貨」に改められ、[27] そのまま旧刑法の第一八二条および第一八三条となった。[28] このような変遷をふまえたうえ、ボアソナードの理解を窺い知る糸口として第一案および第二案に規定された貨幣について検討したい。

第一案の議論において、外国の貨幣に関し、ボアソナードは「当然通用ヲ為ス所ノ外国貨幣」を「政府ノ布告ヲ以テ通用セシムル貨幣」、「便宜通用スル所ノ外国金銀貨幣」を「政府ノ布告ニ拘ハラス人民ノ便宜ニ依テ通用」するものと説明した。[29] つまり、「当然通用」の外国貨幣とは、「政府ノ布告」を根拠として用いられるとともに、「内国ノ金銀貨幣」と同じ条にまとめられて位置付けられる。これに対し、「便宜通用」の外国貨幣は単に「人民」の間で適宜に用いられるものとされる。もっとも、後者について詳しく述べたボアソナードの「便宜通用ノ貨幣トハ例ハ日本開港場ニ於テ現今通用スル所ノ『メキシコトルラル』ノ類ヲ云」い、「政府ノ命令ヲ以テ一般ニ通用スヘシト為シタルモノ」ではなく「人民ノ便宜ニ依テ通用スルモノ」という解説に対し、鶴田が「『便宜通用』ノ意味ヲ日本文ニテ記スルハ其書法ニ於テ困却ス」と指摘した。それをうけてボアソナードが代案として「外国貨幣ノ日本ニテ通用シ得ル貨幣」という文言を提案するものの、鶴田はさらに日本文では「内国ニテ普ク通用セサル外国貨幣云々」と改めることを求め、ボアソナードもそれを了承した。[30] その結果、第二案では第三条に、「内国ニ於テ当然通用スル所ノモノニ

非サル外国ノ金銀貨幣」と規定され、同案第一条「内国ニ於テ当然通用スル所ノ内国又ハ外国ノ金銀貨幣」と対置されることとなり[31]、この区分が司法省段階の最終草である「日本刑法草案」に引き継がれた。

このように、ボアソナードは、貨幣が内国のものか、外国のものであるかは問わずに、「政府ノ布告」を基準として、それを根拠として用いられる貨幣と、それなくして人々の間で使用される貨幣とを分け、その両者を偽造罪の対象にすると考えていることがわかる。

2　鶴田による「古金銀」の除外

先に挙げた第一案第一条に関する議論の際、偽造罪における貨幣の範囲について、鶴田は「古金銀」に関する言及をしている。彼は、「内国ノ金銀貨幣又ハ内国ニ於テ当然通用ヲ為ス所ノ外国貨幣」という文言の中に「古金銀即日本ノ旧二朱金等ハ通用貨幣ト云フヲ得サルヘシ」と指摘し、「古金銀即日本ノ旧二朱金等」が偽造罪の客体でないことを確認した[32]。これに応じてボアソナードは、「伊太利ニハ『羅馬』時代ノ古金銀アリ而シテ又往々之ヲ贋造スル者アリ然シ之ヲ貨幣贋造ノ罪ト為サス商売品ノ物質ヲ偽リタル罪ト為セリ日本ニテモ蓋シ古金銀ハ之ヲ贋造スルトモ貨幣ノ贋造罪トハ為ササルヘシ」として、「古金銀」を偽造しても処罰の対象とならないことを述べた[33]。

つまり、第一案の段階で鶴田は「古金銀即日本ノ旧二朱金等」を偽造罪を構成する貨幣ではないと判断したのである。「古金銀」に関する議論の形跡は管見の及ぶ限りでは以降の『会議筆記』に見られないことから、司法省の最終案である「日本刑法草案」に定められた「内国ニ於テ普ク通用スル所ノ内国又ハ外国ノ金銀貨幣」には「古金銀即日本ノ旧二朱金等」が想定されていなかったと推知できる。

また、前述したように、「日本刑法草案」は審査局で修正を加えられる。当該箇所に関しては、外国貨幣に関する語句が削除されて、「審査修正案」上の条文では「内国通用ノ金銀貨及ヒ紙幣」と規定された。もっとも、司法省草案の段階において、偽造罪を構成する「内国」で「通用」する貨幣ではないとすでに判断された「古金銀」が、「審

査修正案」にある「内国通用」という文言が想定するところの貨幣ではなかったと推察できよう。[34] さらに、同案に対する元老院の審議では「貨幣ヲ偽造スル罪」に関する詳しい検討の形跡が見られないことは先にも指摘した通りである。以上のことから、「古金銀即日本ノ旧二朱金等」は旧刑法によって保護するべき貨幣ではないという第一案の段階で鶴田が示した意図に沿う方向で編纂が進み、同法「貨幣ヲ偽造スル罪」の制定に至ったといえよう。

これまでの検討から、旧刑法編纂の各段階を通して整理するとボアソナードと鶴田が「貨幣」に関してそれぞれに次のような理解をもっていたことが明らかとなった。まず、ボアソナードは内外国の貨幣の別を問わずに、貨幣の機能をもって人々に使われているものすべてを「貨幣ヲ偽造スル罪」の対象になる貨幣と考え、当該貨幣の通用を認める「政府ノ布告」の有無に基づいて法定刑の軽重を設定していた。これに対して鶴田は、「古金銀」の偽造が旧刑法による処罰の対象としないことを明言した。しかしながら、その「古金銀」について、ボアソナードによる興味深い指摘があるので、次章で詳しく考察したい。

三　刑事規制における旧貨幣の位置付け

㈠　ボアソナードが見た旧貨幣

1　『刑法草案註解』における貨幣の三分類

前述の通り、審査局では司法省案に修正が行われたが、ボアソナードはそれに参加しなかった。その代わりに同案の解説をまとめることを求められた彼は、『刑法草案註解』を著して審査局に提供した。もっとも、そこには司法省草案への批判も書かれており、司法省段階においてすでにボアソナードの意見が採用されなかった局面が存在したこ

とがわかる。すなわち、同書からは、「日本刑法草案」が完成した直後におけるボアソナードの刑法理論とともに、彼と日本人編纂委員の見解の相違を読み取ることができる。[35] このような事情をふまえたうえで、前章で言及した「古金銀」に関する『刑法草案註解』の記述を検討する。

まず、貨幣の分類については、第二一四条「内国ニ於テ合法ノ通用ヲ為セサル内国又ハ外国ノ金銀貨幣」[36]、第二一五条「内国ニ於テ通用ヲ許サレタル（内国又ハ）外国ノ金銀貨」[37]に分けられており、区別自体は「日本刑法草案」と合致する。[38] ただし、第二一五条に関しては、「日本刑法草案」第二一五条に存在しない括弧書きの「内国又ハ」という語句が付け加えられている。これに関し、ボアソナードは「本案ニ於テハ此適宜ノ通用ヲ為シ得ルモノトシテ唯外国貨幣ヲ記載スルノミ然レドモ内国ノ旧貨幣ヲモ之ニ加フベシ何トナレハ旧貨幣ト雖モ其廃止後ニ至リテ多少永ク通用シ且大都会ニ遠隔シタル地方ニ於テハ新貨幣甚ダ稀ナルヲ以テ尚ホ旧貨幣ヲ甘受スレハナリ」[39]と解説している。すなわち、旧貨幣であっても、事実上、社会において貨幣としての機能をもって用いられているのであれば、刑法による保護の対象になるとボアソナードは考えていたが、「日本刑法草案」にはその意見が十分に反映されなかったということがこの記述から看取できる。もっとも、司法省での第一案第一条に関する議論の中で鶴田が「古金銀即日本ノ旧二朱金等」が同条の客体に含まれないことを確認したときに、ボアソナードが「伊太利ニハ『羅馬』時代ノ古金銀アリ而シテ又往々之ヲ贋造スル者アリ然シ之ヲ貨幣贋造ノ罪ト為サス商売品ノ物質ヲ偽リタル罪ト為セリ」と答えたことは前述した通りである。[40] しかしながら、『刑法草案註解』の第二一四条に関する解説を見ると、「旧貨一分銀又ハ二分金ノ如キ全ク通用ヲ為サスシテ其実価ノ外估価スルヲ得可ラサル日本旧貨幣ヲ偽造シタル者ニ対シテハ貨幣偽造ノ刑ヲ科スルコトナカル可シ此偽造ハ販売若クハ交換シタル物件ノ質ニ関シテ為シタル罪ノ部類ニ属スベシ（略）［第四百三十六条ヲ見ルベシ］[41]」とあり、「通用」はせず、その金属としての価値によってのみ売値が付けられる日本の旧貨幣は偽造罪で処罰しないと述べている。

以上をふまえながら『刑法草案註解』に見えるボアソナードの理解を整理すると、第二一四条の「内国ニ於テ合法ノ通用」をする貨幣[42]、第二一五条の「内国ニ於テ通用ヲ許サレタル」貨幣、「貨幣ヲ偽造スル罪」の対象とならない貨幣、という三種類に貨幣が区分されていることがわかる。そして、貨幣としての機能をもって人々が実際に使用している「旧貨幣」は第二一五条に分類され、貨幣としての機能ではなくその地金としての金属的な価値によって売られている「旧貨幣」は偽造罪を構成しないとされる。これを前提としたとき、先に挙げた『会議筆記』においてボアソナードが偽造罪による処罰の対象とならない例として挙げた「伊太利」の「『羅馬』時代ノ古金銀」は、第三番目の分類を想定していたのだと考えれば、『刑法草案註解』において「旧貨幣ト雖モ其廃止後ニ至リテ多少永ク通用」している「旧貨幣」を第二一五条の客体に含めていることと矛盾しない。

2　旧貨幣の偽造と仏文註釈書

旧貨幣を偽造罪の対象とすることは『刑法草案註釈』[43]にも明言されている。同書は、審査局での修正作業に加わらなかったボアソナードが、施行された旧刑法および司法省草案への批判を織り交ぜながら自身で作り直した草案を掲載しており、彼の理解を辿る際に重要な素材となる[44]。そこで、同書の第二一五条「内国ニ於テ通用ヲ許サレタル［内国又ハ］外国ノ金銀貨」に関する解説を見ると、『刑法草案註解』と同様の説明がなされた後に、次のような付言が記されている[45]。

> 此頃在ル日本ノ新聞紙ハ古一分銀及古小判ヲ新ニ偽造シテ行使スル者アルヲ発覚シタルト記載セリ夫レ頒布正条［第百八十三条］之ヲ考ルニ此古金贋造ヲ以テ通用ヲ許サレタル貨幣ノ偽造犯トシテ論シテハ頗ル困難ナルカ如シ何トナレハ頒布正条ハ日本国ニ通用ヲ許サレタル貨幣トシテハ唯外国貨幣ヲ記スルノミナレハナリ然リト雖トモ日本ノ旧貨幣ヲ偽造スルノ恐ハ其偽造ノ容易ナルニ循テ益々甚シク且其実価甚タ貴ケレハ之ヲ偽造スル者モ愈々多カルヘシ

すなわち、ボアソナードによれば、地方ではいまだに「内国ノ旧貨幣」が使われているとともに、「旧貨幣」の偽造は容易であるうえに、その「実価」が高価なので偽造が横行している。しかし、旧刑法に明記されている「通用ヲ許サレタル」貨幣は、外国貨幣のみであるため、「旧貨幣」を偽造しても「貨幣ヲ偽造スル罪」は不成立と判断せざるをえない。以上の記述からは、旧刑法が施行された後でも「旧貨幣」が使われている地域があり、その価値も高く認められていることと、そのために偽造が行われている事実があるものの、「旧貨幣」は「頒布正条」に規定されている「内国通用ノ金銀貨幣及ヒ紙幣」には含まれないと解されるために貨幣の偽造としては処罰なされていないという現実を見出すことができる。(46)

管見の及ぶ限り、『会議筆記』には、先に指摘した「伊太利」の「『羅馬』時代ノ古金銀」以外に、旧貨幣に関するボアソナードの積極的な発言は見られない。しかし、『刑法草案註解』と『刑法草案註釈』からは、貨幣としての機能をもって世間で使用されている旧貨幣については「貨幣ヲ偽造スル罪」の客体に含めると彼が考えていたことがわかる。前述したような両書の位置付けと、『会議筆記』において「古金銀」ないし「旧貨幣」を一律に偽造罪の客体から除外した鶴田の発言をふまえれば、本来ボアソナードが想定していた範囲とは異なる「貨幣」が旧刑法に規定されたという推察も可能であろう。

これと併せて、『刑法草案註解』第二一四条「内国ニ於テ合法ノ通用ヲ為セサル内国又ハ外国ノ金銀貨幣」の解説にも着目したい。それによれば、「合法ノ通用」とは、「日本ノ法律ニ於テ通用ヲ許ス所ノ貨幣ニハ非スシテ通用ヲ命スル所ノ貨幣即チ通用スルヲ得ルモノニ非スシテ通用セサルヲ得サル所ノ貨幣即チ負債者其義務ヲ尽サント欲スル時債主ニ於テ其負債者ヨリ受取ラサルヲ得サル所ノ貨幣ノ義ト解ス可キナリ」(47)とあり、強制的な通用力をもつ貨幣が同条で想定されていると考えられる。また、『刑法草案註釈』の仏文では、Art. 214 “Quiconque aura contrefait et mis en circulation au Japon des monnaies nationales ou étrangères d’or ou d’argent y ayant cours légal sera puni des

travaux forcés à perpétuité.[48]” の説明に際し、“On remarque que la loi ne distingue pas s’il s’agit de monnaies nationales ou étrangères : ce qui importe c’est qu’elles aient cours légal ou forcé.[49]” と述べている。内外国の貨幣を問わず、「cours légal ou forcé」すなわち法定され強制的に通用する「cours légal」が同条に定められた貨幣の性格である。[50] これに対置する貨幣として、Art. 215 に “des monnaies［nationales］étrangères d’or ou d’argent, n’y ayant qu’un cours facultatif[51]” を規定し、“les monnaies sont encore d’or ou d’argent, elles sont toujours nationales ou étrangères, mais elles n’ont plus qu’un cours *facultatif* ou volontaire.” と解説を加える。[52] さらに、「un cours facultatif」つまり「un cours facultatif ou volontaire」である貨幣は、積極的に通用を許されずとも、貨幣として受け取る者が存在する可能性を完全に否定されるようなものでなければ、たとえ交戦している国家の貨幣であっても、同条の対象になると解説している。[53]

以上をまとめると、ボアソナードは貨幣を次のように区別していたと考えられる。第一に「合法的な通用 “cours légal” の貨幣」、第二に「任意的な通用 “cours facultatif[54]” の貨幣」、第三に「地金として遣り取りされる貨幣[55]」であり、この分類は先に指摘した『刑法草案註解』の区分と合致する。しかしながら、先に本文で指摘したように、『会議筆記』におけるボアソナードの発言は「政府ノ布告」のみをもって客体が区別されるという文脈で記述されていた。[56] このように、ボアソナードが考えていた「貨幣」には、『会議筆記』の記述から読み取る限りの平板な内容の概念よりも、さらに理論的な奥行きをもった規範構造が『刑法草案註解』および『刑法草案註釈』において示されていたのである。

(二) 律系刑法における「宝貨」の内容

1 偽造宝貨律と改定律例

明治政府は慶応四年から貨幣の偽造に関する法令を発しており、その取締りに積極的な関心をもって臨んでいたこ

とがわかる。もっとも、具体的な刑事処罰が規定されたのは、明治三年七月二日に府藩県へ示された「偽造宝貨律」であった。[57] 民部省の発案に基づく同律は、「梟」などの極めて重い法定刑を設定しているうえに、府県による即決処断を認めていた。そのころ、すでに明治政府はいわば部内的な刑事準則として仮刑律を用いていたが、新たに統一的な刑法を定めることを目指して明治二年には編纂事業に着手しており、その成果として同三年一二月に新律綱領が制定されることとなる。[58] しかしながら、貨幣の偽造に関しては、民部省と刑部省の対立などを理由に新律綱領には具体的な規定は置かれず、前述の偽造宝貨律がそのまま運用されることとなったのである。[59][60] そして、明治六年に制定された改定律例には「改正偽造宝貨律」と「偽造宝貨条例」が設けられ、その最も重い刑罰は斬とされた。以後も寛刑化を辿り、明治一〇年には、同年三月二日太政官第二五号布告によって同罪の法定刑は全体的に引き下げられ、最高刑は懲役終身となり、同一五年の旧刑法施行を迎えた。[61] このように、旧刑法の編纂が進むなか、明治初年以来、律系刑法のもとで、明治政府は貨幣の偽造に関する刑事規制の運用を展開してきた。旧刑法編纂の意義をより正確に把握するためには、その編纂時における現行法との関係も考察する必要があろう。そこで、以下では前章の考察をふまえ、偽造罪を成立させる「貨幣」と旧貨幣の関係に着目しつつ、律系刑法における貨幣偽造に関する規定[62]を確認したうえで、司法運用上の取扱いに検討を加えたい。なお、「偽造宝貨律」は明治六年における改定律例の制定によって消滅したと考えられるため、[63] 以下では主として改定律例第二四九条「改正偽造宝貨律」と第二五〇条から第二五八条の「偽造宝貨条例」に関して考察を行うこととする。

前述の通り、偽造宝貨律に定められた最高刑は、当時において最も重い刑罰の梟であった。冒頭の条項において、「宝貨」を「偽造シ已ニ行使」した者を梟とし、その「従」、「匠人」、「情ヲ知テ買使スル者」はそれぞれ「斬」、「雇人雑役ニ供スル者」は徒刑三年と定められている。これを基本的な形式として、続く各条では減等される類型が規定されている。そして、改定律例においては、第二四九条の改正偽造宝貨律によって偽造宝貨律の法定刑を全体的に引

き下げるとともに、第二五〇条から第二五八条の偽造宝貨条例で処罰の対象となる行為の種類を増やした。

これらの条文は、行為や主体については複数の類型を定めているが、偽造の対象となる客体は一貫して「宝貨」としている。偽造宝貨条例においては、第二五〇条に「金銀貨幣」、第二五一条には「紙幣」という文言が現れているが、文脈から判断すれば、これらは偽造の具体的な方法を述べるために示されたものであり、やはり基本的な客体は「宝貨」の一語に統一されていると考えられる。そこで、このような「宝貨」の内容、すなわち偽造した場合に処罰の対象となる貨幣について、司法運用における取扱いを検討していきたい。

2　伺・指令と大審院判決に見る司法実務上の取扱い

ここでは、貨幣の偽造をめぐる律系刑法の運用を検討する。先に述べたように、「偽造宝貨律」、「改正偽造宝貨律」、「偽造宝貨条例」で定められた偽造の対象は基本的に「宝貨」である。もっとも、明治初年においては旧貨幣や明治政府の発行した貨幣などの様々な種類の貨幣が用いられていたことは前述の通りである。そこで、ここでは刑事規制上の「宝貨」にあたると判断された貨幣と旧貨幣の関係を明らかにしたい。その際、本稿の目的である旧刑法編纂との関係を考察することを前提として、その土台となった草案が作成された機関でもある司法省の認識について窺うことを目的とし、当時の「伺・指令裁判体制」[64]を背景に府県や各裁判所から提起された法の適用に関する疑義およびそれに対する明法寮からの回答[65]と、自立的な判決形成の権限を与えられながらも、いまだに司法卿から「教導」される関係にもあった大審院[66]の下した判決[67]を考察の対象とする[68]。そのなかでも、個々の指令と判決の形成に際して依拠されたと思われる重要な伺・指令[69]にまず着眼し、そこに司法省としての方針の所在を明らかにしたうえで、考察を進めていきたい。

まず、「宝貨」の範囲につき、旧貨幣の位置付けを最初に質したのは明治六年一二月一八日の京都裁判所伺である。そこには、「甲州金及ヒ加賀藩土佐藩等ノ如キ其他各種ノ金銀御改正新貨幣品位量図表」に記載がないものは「海内

普ク通用ノ品」ではないため、偽造しても「宝貨偽造ヲ以テ論シ難」いので、「金銀ノ器物ヲ偽造スルモノト見做」すこととし、それによって得た「姦利ヲ賍ニ計ヘ窃盗ニ準シテ論」して良いかという質問がなされており、同七年二月二一日、司法省は第二一号指令として「伺之通」と回答している。[70]「金銀御改正新貨幣品位量図表」とは、明治四年九月一三日布告で示された新貨幣の品位量目表である。同四年五月の新貨条例[71]で示されていた表[72]に誤りがあったため、それに訂正を加えたものであり、[73]追加箇所の他は新貨条例が維持された。新貨条例に記載されている旧幕下の貨幣は、円銭厘との対応を整理するために「新貨幣と在来貨幣との価格」として掲げられた「一両即ち永一貫文」、「二分即ち永五百文」、「永百文一銭」、「永十文」、「永一文」[74]である。[75]これをふまえて先に挙げた京都裁判所の伺を見ると、そこには「甲州金及ヒ加賀藩土佐藩等ノ如キ其他各種ノ金銀御改正新貨幣品位量図表ニ記載ナキモノ」とあることから、そこに掲載されているか否かで「宝貨」の判断を行ったことが看取できる。その後も、前述した明治六年京都裁判所伺を引用した同年一一月一五日大分県伺に対して、同八年一月九日第五号指令は丁銀が「宝貨」ではないことを示しており、[76]「金銀御改正新貨幣品位量図表」が基準となっていることがわかる。

しかしながら、その基準が明治九年に変更される。明治九年三月一三日に鳥取県から、「一分銀ハ現今ノ通貨ニアラスト雖モ貨幣価格表ニ記載有之者」であるため、偽造行使すれば「総テ通貨ト同ク論シ改正偽造宝貨律」によって処断してよいかという伺が出され、司法省は明治九年四月二〇日第四五号指令で「伺ノ通」と返答した。[77]伺の中で言及されている「貨幣価格表」とは、明治七年九月五日太政官第九三号布告[78]に掲げられた「旧金銀貨幣価格比較表」[79]を指すと考えられる。[80]そもそも、明治政府は、明治元年二月二三日会計事務局達[81]によって「古金銀」の通用を認め、[82]同年閏四月一四日布告で「古金銀銭通用価格」を定めていた。[83]これにより、旧幕下に発行された貨幣が公然と使用されていたが、前述の新貨条例や紙幣の発行などを経た明治政府は、新貨幣の供給量との権衡などを考慮し、旧貨幣の通用停止を決定した。[84]これにもとづいて発せられた法令が前出の明治七年九月五日太政官第九三号布告であり、「旧貨

幣ヲ以テ非常高価ノモノト心得一意ニ之ヲ庫中ニ蔵匿シ利用ヲ閉シ貿易ノ能力ヲ失」せている現状を改善し、新貨幣を広めるために旧貨幣の通用を停止することが宣言された。その際、交換期限を定め、それまで所持していた旧貨幣を持参すれば新貨幣と引き換えられることとなり、その算定を定めた表として「旧金銀貨幣価格比較表」が掲げられた。同表には、二七種類の旧貨幣について、それぞれの交換価格が示されている。前述した明治九年の鳥取県による伺は、この「旧金銀貨幣価格比較表」を基準として、そこに掲載されていれば「宝貨」としてみなしてよいかということを尋ねたものであり、指令もそれを了承した。このように、明治六年の京都裁判所の伺とは異なる基準が新たに提示されたのである。[85] さらに、明治八年一二月二八日太政官第二〇二号布告によって交換が許された「旧金銀」を偽造した場合の処断を仰ぐ広島県の伺に対し、同九年一〇月一三日録第一号の指令は「偽造宝貨律ニ依ル但シ酌量軽減ハ裁判ノ見込ニ任ス」と答えた。[86] 明治八年一二月二八日太政官第二〇二号布告とは、前述の明治七年九月五日太政官第九三号布告で示された旧貨幣の交換期限を延長することを決めた法令であることから、[87] ここにおいても「旧金銀貨幣価格比較表」が「宝貨」の範囲を定める重要な判断基準となっていることが看取される。この方針は明治一〇年に至るまで保持されており、同年八月二〇日録第三八号の指令では、「旧金銀貨幣価格比較表ニ係ラサル判金ハ地金ト見做ス」ので、「花小判天祥嘉永京目甲州小判等ノ五種」を偽造して人を欺いた場合は詐欺取財が成立するに過ぎないと判断されている。[88]

以上のように、司法省は、原則として明治政府による貨幣政策に際して発せられた法令に従い、新貨幣との交換比率を示すために掲載された旧貨幣を「宝貨」とみなし、そこで触れられていないものは「宝貨」ではないと判断していた。[89] しかしながら、この方針は明治一一年に大きく転換する。同年二月四日付けで、司法卿大木喬任から法制局に対して「旧金銀貨幣価格比較表ニ掲載アル旧金銀ヲ偽造スル者」を「偽造宝貨律」として処罰するのか、それとも「金銀ノ器物ヲ偽造スルモノト見做シ所得ノ姦利ヲ賍ニ計ヘ窃盗ニ準シテ論スル」のかを尋ねる質問が出されると、

法制局は後者の判断を支持した。その理由としては、「凡ソ貨幣トハ其通用上ヨリ起称呼ナリ該質問ノ如キハ既ニ地金視セシモノ」なので、「偽造宝貨律」で処罰するものではないと説明している。(90)

次に掲げる表は、偽造宝貨をめぐる伺・指令および判決をまとめたものである（表：伺指令・大審院判決における宝貨と旧貨幣）。明治六年から同九年に発せられた伺・指令が登載されている『司法省日誌』の中から、貨幣の偽造に関わる疑義のうち、貨幣の具体的な名称を伺・指令の文面から読み取ることができるものを掲げた。また、大審院の判決については、明治八年以降の判決を収録した『大審院刑事判決録』から貨幣の名称が明らかにされている事件を抽出した。(91) 表の左側にたてた「対象」という項目は、偽造した場合に貨幣偽造として処罰されると判断された貨幣である。右の行にある「対象外」という項目では、当該貨幣を偽造しても貨幣偽造は成立しないと判断されたものをまとめた。なお、行内をさらに二つに分割した右側の「罪名」には、その代わりに成立するとされた犯罪を記載した。

この表からは次のことを導き出せる。まず、明治六年の段階では、旧幕下の金貨、銀貨および藩札も「宝貨」の一種とみなされるが、反対に、村内や個人間でのやり取りに用いられるものは「宝貨」とはされず、偽造罪は成立しないと解されている。また、明治七年から同一〇年にかけては、先ほどの京都裁判所伺と鳥取裁判所伺と合致し、同じ旧幕下の貨幣であっても「宝貨」とされるものとされないものが存在していることがわかる。これに対し、明治一一年以降においては「金貨」、「銀貨」、「銅貨」、大蔵省発行の「紙幣」、「銀行紙幣」のみが偽造罪を構成し、それ以外はすべて「宝貨」とみなされなくなっている。(92) すなわち、前述の明治一一年における法制局回答を境として、偽造罪を構成する「宝貨」の範囲が狭まり、明治政府の発行した貨幣に限定されていくのである。(93)

(三) 旧刑法の編纂議論と司法運用上の律系刑法

ここで旧刑法の編纂過程に話を戻し、司法省における第一案第一条の議論中に鶴田が「古金銀即日本ノ旧二朱金

伺指令・大審院判決における宝貨と旧貨幣

	対象			対象外			
	貨幣	指令・判決の日付	典拠	貨幣	罪名	指令・判決の日付	典拠
明治６年	元飯田藩通行ノ楮幣・所限リ預リ銭手形	１月22日・19号	１巻350頁	封金六包	上ニ申スルニ実ヲ以テセサル	１月25日・22号	１巻407頁
	元前橋藩通用一貫文銭切手	１月31日・30号	１巻558頁	牛馬買入融通札	不応為重	７月19日・後９号	２巻218頁
	金札	２月13日・39号	１巻753頁				
	金札	２月13日・39号	１巻756頁				
	贋札二百五十円	７月15日・後６号	２巻142頁				
	金札	７月20日・後10号	２巻228頁				
	元江刺県楮幣	８月３日・後22号	２巻497頁				
	銀札	８月３日・後22号	２巻499頁				
	一朱銀	８月18日・後33号	２巻731頁				
	二分金	８月24日・40号	３巻41頁				
明治７年	旧藩札ニ擬シ	１月22日・15号	４巻287頁	甲州金及加賀判土佐判等	窃盗ニ準	２月２日・21号	５巻７頁
	摺札ヘ大蔵省ノ厘印ヲ捺押	４月10日・68号	６巻416頁	銀台二分判ヲ偽包	両替屋ノ改印ヲ偽造	３月７日・50号	６巻42頁
	旧藩札銭厘ノ印顆ヲ偽造シテ自己ニ捺印	４月23日・75号	６巻551頁				
	一銭銅貨幣	８月28日・143号	９巻445頁				
	旧藩札	11月15日・192号	11巻248頁				
明治８年				丁銀	窃盗ニ準	１月９日・５号	14巻93頁
明治９年	一分銀	４月20日・45号	20巻87頁				
	貨幣条例中ニ記載有之古金銀	10月13日・録１号	丙編67頁				
明治10年	安政小判	５月23日・53号	1巻275頁	花小判天正嘉永京目甲州小判等ノ五種	詐欺取財	８月20日・録38号	続編243頁
	紙幣	10月７日・録36号	続編242頁				
	紙幣	12月27日・59号	続編245頁				
明治11年	金貨	12月27日・330号	３巻509頁	模造ノ大判ナルコトヲ知テ借受ケ之ヲ抵当	不応為	１月29日・16号	２巻47頁
	銀貨	12月27日・331号	３巻512頁				
明治12年	紙幣	10月22日・443号	６巻527頁				
明治13年	紙幣	１月28日・44号	９巻167頁	草文小判及ヒ真文一分金等ノ古金	詐欺取財条ニ因リ論スヘキ	９月22日・579号	13巻227頁
	紙幣	４月15日・184号	10巻275頁	一歩銀	詐欺取財条ニ因リ論スヘキ	９月22日・580号	13巻228頁
	銀行紙幣	４月15日・185号	10巻278頁				
	銀行紙幣	９月３日・504号	13巻36頁				
	銀行紙幣	９月３日・505号	13巻38頁				
	銀行紙幣	９月３日・506号	13巻40頁				
明治14年	半銭銅貨	２月24日・226号	15巻464頁	酒切手	改定律例第九十九条	８月３日・1006号	17巻226頁
				酒預リ切手	改定律例第九十九条	９月17日・1102号	17巻282頁
				保字大判中判小判	詐欺取財条ニ論擬スヘキ	10月15日・1165号	18巻77頁
				保字小判	詐欺取財条ニ論擬スヘキ	10月15日・1166号	18巻78頁
				大判中判小判	詐欺取財条ニ論擬スヘキ	10月15日・1167号	18巻79頁

※貨幣偽造に関する伺・指令および大審院判決のうち、偽造貨幣の具体的な名称が明示され、「宝貨」の内容を把握できるものを抽出した。頁番号は、当該伺・指令と判決が掲載された最初のページを記載。
※伺・指令は、日本史籍協会編『司法省日誌』第１―第20巻（東京大学出版会、1983―1985）と、大阪裁判所編纂『刑事類纂』丙編・続編（明治11年）を典拠とし、指令の日付・番号を付した。
※大審院の判決は、『司法省蔵版明治前期大審院刑事判決録』第１巻―第18巻（文生書院、1987―1988）を典拠とし、判決日と判決番号を付した。なお、右列の「罪名」には大審院が示した判断を記載した。

等」が「貨幣ヲ偽造スル罪」の客体とはならないと明言したことを想起したい。[94] 本章で明らかにしたように、明治一一年の法制局回答によって司法省の判断に変更がもたらされるまでは、同省における指令業務は「宝貨」の範囲を明治政府による貨幣政策の一環として発出された法令に準拠するかたちで進められていた。明治六年の京都裁判所による伺で言及された新貨条例「金銀御改正新貨幣品位量図表」には、「一両即ち永一貫文」、「二分即ち永五百文」、「永百文一銭」、「永十文」、「永一文」[95] が新貨幣の交換比率を表すために記載されており、それ以外は「宝貨」ではないということになる。これにしたがえば、鶴田が貨幣の偽造罪を構成する客体から「古金銀即日本ノ旧二朱金等」を除外したことは、司法実務との関係において整合性がある。しかしながら、伺・指令を見てゆくと「宝貨」の範囲を決定する基準として依拠すべき法令は変更され、明治七年九月五日太政官第九三号布告の「旧金銀貨幣価格比較表」[96] が新たなる基準となった。同表には二七種類の旧貨幣が掲載され、その中には「古二朱金」と「新二朱金」の両者も記載されている。[97] その結果、明治九年四月二〇日第四五号指令の以降、[98]「二朱金」は律系刑法による刑事規制のもとで偽造罪により保護される貨幣になったと推察できる。

しかし、先にも指摘したように、旧刑法の司法省段階の編纂に際してボアソナードから最初に提示された「第一案」をめぐる検討中、鶴田は「旧二朱金」は偽造罪の対象たる「貨幣」を構成しないと明言した。同罪が置かれる第二編の「第一案」が議論されたのは、明治九年七月から一二月の間であると考証されており、[99]「旧金銀貨幣価格比較表」を準拠すべき基準として示した上述の明治九年四月二〇日の指令はすでに発出されている時期である。つまり、そこに記載されている以上は、旧貨幣と分類されていても「宝貨」として認められていたはずであり、そして他でもない「二朱金」もまた、同表に掲げられている。それにもかかわらず、『会議筆記』において旧貨幣に関する記録が現れるのは、編纂作業の初期にまとめられた「第一案」に対する議論の段階にとどまる。さらに、その内容についても、「古金銀即旧二朱金」を偽造罪の対象から除外することを宣言する鶴田の発言と、それに賛意を示すボアソナー

ドの発言のみであることは興味深い事実であろう。たしかに、このような鶴田の判断と整合する判決が、先の法制局回答が出された明治一一年から形成されており、結果として見れば、彼が実務を先取りしたようなかたちとなったわけだが、旧刑法の編纂と併行していた実務における司法運用よりも、鶴田はさらに限局した内容の「貨幣」を編纂作業において打ち出したといえる。

また、このような鶴田による理解は、ボアソナードが考えていた貨幣の範囲とも一致しない。『会議筆記』の中のボアソナードは、「貨幣」の区別がもっぱら「政府ノ布告」（＝法令）のみに根拠付けられることを説明する。[18] しかしながら、彼が書いた注釈書を見れば、貨幣は、「合法的な通用“cours légal”の貨幣」、「任意的な通用“cours facultatif”の貨幣」、「地金として遣り取りされる貨幣」という三分類に整理されたうえで、最後の「地金として遣り取りされる貨幣」は貨幣の偽造罪を構成せず、詐欺取財といった財産犯との関連で捉えられている。このような構図のもと、貨幣としての機能をもって実際に使用されている旧貨幣はすべて「任意的な通用の貨幣」に分類され、刑罰法規の対象になるとボアソナードは考えていた。しかしながら、編纂過程を記録する『会議筆記』においては、刑法が保護すべき貨幣の範囲を定める基準として「政府ノ布告」を示した彼の発言は記録されているものの、旧貨幣については、先に引用した鶴田の理解に対して古代ローマの貨幣を例に挙げて同意を示したことだけが記されている。

もっとも、ボアソナードと司法運用が完全に同じであったとはいい難い。前述したように、明治一〇年までの法実務においては「宝貨」に旧貨幣が含まれていた。伺と指令を一見すると、そこでの「宝貨」には、ボアソナードによる上述の分類に照らすところの「合法的な通用の貨幣」と「任意的な通用の貨幣」の双方が含意されていたようにも思われる。たしかに、前章で指摘した通り、同年までの司法上の運用では、明治政府の貨幣政策に関わる法令に則って「宝貨」の範囲が定められていた。その限りで、ボアソナードのいう「合法的な通用の貨幣」と定義上では重なる部分もあり得るだろう。しかし、法令上で一応認められつつも、明治政府が発行したわけではない旧貨幣が「宝貨」

にあたるか否かの判断はもっぱら明治政府の貨幣政策上の法令に基準を委ねるのみであった。そこには、ボアソナードが提示した「合法的な通用」と「任意的な通用」のいずれに属するか、といったような法理論的な性質についての明確な定義や社会における貨幣の在り方に対する積極的な考察がなされていたとも思われないのである。[101]

四　むすび

旧刑法の「貨幣ヲ偽造スル罪」を素材として、日本人編纂委員鶴田皓とお雇い法律顧問ボアソナードの発言記録、そして後者による注釈書、さらに旧刑法編纂時に現行法であった律系刑法の運用実態に焦点を絞り、それぞれが想定していた「貨幣」の範囲を検討してきた。ボアソナードは、社会における貨幣の用いられ方に主眼を置き、「社会ノ損害ノ浅深」[102]に応じた犯罪の構成を明文に規定した。[103]そのような前提のもと、旧貨幣であっても現実に貨幣としての役割を果たしているものであれば、刑事規制による保護の対象と捉え、「貨幣ヲ偽造スル罪」を成立させる客体として把握した。また、法実務の現場においては、司法省で編纂作業が行われていた明治一〇年までは、一定の旧貨幣を「宝貨」に含み、律系刑法において偽造罪を成立させる貨幣とみなしていた。そして、その「宝貨」となるか否かを決定する基準は、明治政府による貨幣政策の一環として出された太政官布告などの法令に準拠しており、そこにはボアソナードが示したような、貨幣の社会的な在り方やその機能までを考慮に入れた法規範の定立が目指されていたわけではなかったと推考できる。

一方、『会議筆記』に見られる鶴田の発言は、「古金銀」を一律に旧刑法の処罰対象から除外するものであり、その「貨幣」の範囲はボアソナードの理解や実務上の扱われ方と比較すれば極めて限定されたものであったといえよう。ボアソナードは、自らが執筆した、司法省草案の解説である『刑法草案註解』と、旧刑法の施行後に彼がまとめたと

いわれる『刑法草案註釈』の両書において、社会において貨幣の機能をもって使われている旧貨幣であれば「貨幣ヲ偽造スル罪」の処罰対象とすることを繰り返して主張し、さらに『刑法草案註釈』においては、施行された旧刑法の条文では現実に通用している旧貨幣を偽造罪の対象とできないという批判を明言している。これらの事実を逆説的に考えれば、旧刑法「貨幣ヲ偽造スル罪」の編纂は、上記のような鶴田の限定的な貨幣理解のもとで進められ、制定に至ったと推察できる。[104] すなわち、鶴田の貨幣理解は、ボアソナードのそれや、同時期における司法運用上の取扱いとも異なる独自の見解であったのである。[105] ボアソナードがもっていた貨幣偽造の処罰観は、おそらく「国家」を前提とした貨幣政策が背景とされるものであろうが、[106] そこでの「貨幣」とは、国家通貨に限らず、社会で貨幣としての機能を果たしているものすべてが想定されていた。これに対して鶴田は、そこから旧幕府時代の「古金銀」とみなし得る旧貨幣を排除して、刑法典上の「貨幣」を画定した。彼は、旧体制下の貨幣がいまだに現実的な通用力を失っていないその時期に、明治政府が発行し、通用を認めたもののみを「貨幣」と位置付け、偽造罪の対象に据えた。その意味において、当時のわが国における現実からは遊離するものの、中央集権を掲げた明治政府が企図すべき「貨幣」政策を理念的に先取りしたともいえる「貨幣」が設定されたのである。言い換えれば、鶴田にとっての旧刑法という法典は、明治国家が体現すべき秩序の設計とその指針を定める規範的な装置であったと考えられよう。

以上、旧刑法の「貨幣ヲ偽造スル罪」の制定において、特に保護の客体たる「貨幣」の規範的範囲に関する議論に焦点を絞って検討してきた。その結果、「旧貨幣」の位置付けをめぐり、法の起案に臨む鶴田とボアソナードの間には理解の相違が存在するうえ、鶴田の見解は同時期の司法実務における「偽造宝貨律」の運用と完全に一致するものでもなかったことが明らかになった。むしろ、旧貨幣が偽造罪を成立させる「宝貨」だと捉える点において、ボアソナードが用意した理論構成が、司法実務が示した貨幣（宝貨）の捉え方と近似的であったことは、旧刑法と「法の継受」の関係を考えるうえで極めて興味深い事実ではないだろうか。少なくとも、旧刑法の「貨幣ヲ偽造スル罪」の

制定にあたっては、一八一〇年刑法を土台としてボアソナードの自説が織り交ぜられた刑法理論が準備されており、さらに、それは当時のわが国における実務上の法運用をも包摂し得るものであった。しかし、日本人編纂委員を代表する鶴田は、それを敷写しにすることなく、独自の立法意図を主張していった。さらには、同罪の処罰対象となる「貨幣」の定義をめぐる旧貨幣の取扱いに関し、旧刑法典施行後の実務や理論書は、鶴田が示した理解に適うような判断を形成していくこととなる。[10] ここには、明治初期のわが国に見られた「法の継受」という現象が外国法の包括的な受容であったと直ちに結論付けることをためらわざるを得ないような、法典編纂の様相を見ることができよう。このような前提にたつとき、旧刑法の土台となった司法省草案の編纂に際してともに主導的な役割を果たしたと理解されてきたボアソナードと鶴田は、別個の立法主体として把握されるべきではなかろうか。

鶴田とボアソナードがともに法令に基づいて貨幣の存在を画定しようとしていたことは間違いなく、そこでは共通して明治政府の貨幣鋳造権が意識されていたといえよう。しかし、彼らがそれぞれに背景としてもつ思考の方法や在り方が異なるものであったため、国家の「周縁」に位置付けられる旧貨幣というような存在への対応にその差異が表面化したのではないだろうか。犯罪を具体的に法規範として定める編纂作業として行われた鶴田とボアソナードによる議論の背後に、刑法典の目的や機能といった根本的な問題をめぐる理解の差異や、いかなる貨幣を偽造すれば当該行為が第二編「公益ヲ害スル重罪軽罪」と第三編「身体財産ニ対スル重罪軽罪」のいずれに分類されるのかというような刑法上の規範的な価値付けに対する認識の相違などが、両者の間に存在していたことが本稿で行った考察から窺い知れよう。わが国における近代法の形成には「法の継受」が大きな役割を果たしたといわれるが、その具体的な受容ないし浸透の過程についてを続稿でさらに深めて考えてゆきたい。

（1）　中村吉三郎「刑法（法体制準備期）」（鵜飼信成他編『日本近代法発達史第九巻』勁草書房、一九六〇）、一―六一頁。利

谷信義「近代法体系の成立」（『岩波講座日本歴史一六近代三』岩波書店、一九七六）、九五―一三六頁。野田良之「日本における外国法の摂・フランス法」（『岩波講座現代法第一四巻』伊藤正己編『外国法と日本法』岩波書店、一九六六）、一六一―二一七頁。

（2）大久保泰甫『ボアソナアド』（岩波書店、一九七七）。藤田正「旧刑法の編纂におけるボアソナードの役割」（『北海学園大学学園論集』七二号、一九九二）、二一―三三頁。藤田正「旧刑法の編纂とボアソナード」（吉井蒼生夫他編『旧刑法別冊（一）刑法草按注解上日本立法資料全集八』信山社、一九九二）、一一―一六頁などを参照。

（3）早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記第Ⅰ分冊』「鶴田皓略伝」（早稲田大学出版部、一九七六）、二四―三〇頁。中野勝「忘れられた恩人鶴田皓のことども―明治法史断片（一）―」（『法学論叢』二号、一九七六）、五九―七五頁。鶴田徹『続元老院議官鶴田皓―近世と近代を結んだ思考―』（鶴鳴社、二〇〇八）などに詳しい。

（4）早稲田大学鶴田文書研究会編『日本刑法草案会議筆記』第Ⅰ分冊―第Ⅳ分冊（早稲田大学出版部、一九七六）。また、西原春夫他編『旧刑法［明治一三年］（三）―Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ日本立法資料全集三二―三五』（信山社、一九九六、一九九七、二〇一〇）として覆刻されている。

（5）法の継受を主眼に置いた旧刑法の各則分野に関する先行研究については、髙田久実「旧刑法における文書偽造罪の制定過程に関する一考察―行為に関する規定を中心として―」（『法学政治学論究』九六号、二〇一三）、三七四―三七七頁を参照。

（6）明治四〇年に公布された刑法典との関連で旧刑法に言及している研究として、山火正則「現行「通貨偽造ノ罪」規定の成立過程」（『神奈川法学』二六巻二・三号、一九九一）、二五一―二九三頁。

（7）法学的な視点から、現在に至るわが国の通貨偽造罪の系譜を明らかにした先行研究として、佐伯仁志「通貨偽造罪の研究」（『金融研究』二〇〇四）、一一七―一七七頁。

（8）「貨政考要」（大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成第十三巻』改造社、一九三四）、七二頁。丹羽邦男『地租改正法の起源』（ミネルヴァ書房、一九九五）、一頁。

（9）小林延人「上田の地域通貨流通と贋金」（同『明治維新の貨幣経済』東京大学出版会、二〇一五）、一七三―二一七頁。

（10）前掲丹羽『地租改正法の起源』第一章、第二章を参照。

（11）前掲「貨政考要」（大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成第十三巻』）、一九頁。

（12）旧刑法の位置付けをめぐる近年の成果としては、ミニシンポジウム「近代日本の法典編纂―一八八〇年刑法（旧刑法）を

再読する―」（『法制史研究』四七号、一九九七）、一三九―一七四頁や、岩谷十郎「旧刑法の編纂における「旧なるもの」と「新なるもの」」（同『明治日本の法解釈と法律家』慶應義塾大学法学研究会、二〇一二）、二五七―二七〇頁などを参照。

(13) 『法規分類大全五四刑法門（一）』（原書房覆刻、一九八〇）、四一三―四一四頁。石井紫郎・水林彪編『法と秩序　日本近代思想体系七（以下では『法と秩序』と表記する）』（岩波書店、一九九二）、三九二―三九三頁。なお、以下では、『法規分類大全』については原則として原書房による覆刻版を用いる。

(14) 偽造と変造の差異、未遂の段階的な理解などをめぐっても興味深い議論がなされているが、犯罪の「客体」となる規範的な定義づけを検討するという本稿の趣旨に鑑みて、それらに関する考察は他日に別稿で行う予定である。

(15) 今回は紙幅の関係から主として「金銀貨」に着目して「貨幣」という言葉を用いて論考を進め、「紙幣」の考察に関しては他日に稿を改めて行いたい。

(16) 各草案の編纂方法、順序については、吉井蒼生夫「「日本刑法草案」（確定稿）の編纂過程と『日本刑法草案会議筆記』」（西原春夫他編『旧刑法［明治一三年］（三）―Ⅰ日本立法資料全集三二』信山社、一九九六）、五―一〇頁。藤田正「資料解題」（西原春夫他編『旧刑法［明治一三年］（二）―Ⅰ日本立法資料全集三〇』信山社、一九九五）、一七―二八頁を参照した。

(17) 浅古弘「刑法草案審査局小考」（『早稲田法学』五七巻三号、一九八二）、三七九―四〇七頁に詳しい。

(18) 「刑法審査修正案」までに至る各種の草案については、早稲田大学鶴田文書研究会「解説」（同『刑法審査修正関係諸案』早稲田大学比較法研究所、一九八四、一九一―二〇〇頁）に詳しい。

(19) 制定過程の具体的な経緯については、新井勉「旧刑法の編纂（一）、（二）」（『法学論叢』九八巻一号、同巻四号、一九七五、一九七六）、五四―七六・九八―一一〇頁。吉井蒼生夫「旧刑法の編纂過程」（吉井蒼生夫他編『旧刑法別冊（一）刑法草按注解上日本立法資料全集八』信山社、一九九二）、四―一〇頁。吉井蒼生夫「「日本刑法草案」（確定稿）の編纂過程」（西原春夫他編『旧刑法［明治一三年］（二）―Ⅰ日本立法資料全集三〇』信山社、一九九五）、五―九頁などに依拠する。

(20) 霞信彦『明治初期刑事法の基礎的研究』（慶應義塾大学法学研究会、一九九〇）、一七頁。

(21) 法制経済史研究所編『元老院会議筆記前期第八巻』（元老院会議筆記刊行会、一九六四）、五三―一三四頁。

(22) 司法省における編纂議論については、前掲『日本刑法草案会議筆記』を参照する。なお、以下では特に断らない限り、第Ⅱ分冊の頁番号を表記する。

(23) 早稲田大学鶴田文書研究会『刑法審査修正関係諸案』(早稲田大学比較法研究所、一九八四)、二一七―二一八頁から引用する。

(24) 偽造罪を構成する貨幣に関する論点としては、本文で指摘する他にも、「金銀貨」と「紙幣」の関係性なども興味深い問題である。編纂段階を通じて、基本的に両者の法定刑は同様に規定されていることに対し、司法省案では「金銀貨」と「紙幣」を別条として、「紙幣」は「亦前四ヶ条ニ記載シタル区別ニ従ヒ」と規定されていたが、審査修正案以降では「内国通用ノ金銀貨及ヒ紙幣」と一箇条にまとめられており、両者の位置付けをめぐり何らかの判断が存在したことが推察できる。また、銅貨や洋銀についても検討が必要だと考える。しかしながら前注で断ったように、紙幅の関係から、これらに関する考察は他日に譲りたい。

(25) 第一案から第三案までは「当然」とされていた箇所が、明治九年一二月に成る第一稿では「普ク」と改められ、校正第一案では再び「当然」に戻るものの、明治一〇年六月の第二稿および同年一一月の日本刑法草案では「普ク」として確定された。当該箇所は、審査修正案において「内国通用」という言葉でまとめられることにより削除されることとなる。以上の変遷は、翻訳や貨幣の通用性の問題において興味深い問題だと考えられるが、紙幅の関係から詳しい検討は稿を改める。

(26) 『会議筆記第Ⅳ分冊』、三一三二頁。

(27) 早稲田大学鶴田文書研究会『刑法審査修正関係諸案』(早稲田大学比較法研究所、一九八四)、二一七―二一八頁。残念ながら、旧刑法第一八二条の「内国通用」という文言が意味するところを詳しく知り得るような発言は『会議筆記』には見られない。

(28) 『法規分類大全五四刑法門(二)』、四一三―四一四頁。

(29) 『会議筆記』、一〇七三頁。

(30) 『会議筆記』、一〇七三頁。

(31) 『会議筆記』、一〇七九頁。

(32) 『会議筆記』、一〇六四頁。

(33) 『会議筆記』、一〇六四頁。

(34) 審査局には鶴田も参加し、審査修正案の作成に携わったことも本文で展開した推論の傍証になり得よう。

(35) 藤田正「旧刑法の編纂とボアソナード」(前掲『旧刑法別冊(一)刑法草按注解上 日本立法資料全集八』)、一四―一五

頁。

(36) ボアソナード『刑法草案註解』（以下、『刑法草案註解』と表記する）、一、四―六頁。

(37) 『刑法草案註解』、一〇―一一頁。

(38) 『会議筆記第Ⅳ分冊』、三一三二頁。

(39) 『刑法草案註解』、一一頁。

(40) 『会議筆記』、一〇六四頁。

(41) 『刑法草案註解』、五頁。

(42) 第二一四条「合法ノ通用」の詳しい意味は後述する。

(43) ここでは、司法省から明治一九年に刊行されたものを復刻した『刑法草案註釈（下巻）［復刻版］』ボアソナード文献双書一九（宗文館、一九八八）に依拠する。以下では『刑法草案註釈』と呼称し、特に断らない限りは下巻の頁番号を表記する。なお、仏文は『仏文・刑法草案註釈［復刻版］』同双書一七（宗文館、一九八八）« Projet révisé de Code pénal pour l'Empire du Japon, accompagné d'un commentaire par Mr. Gve Boissonade, Kokubunsha, Tokio, 1886 » から引用する。また、以下では « Projet révisé » と表記する。

(44) 岩谷十郎「仏文草案から見た旧刑法編纂の展開」（前掲『旧刑法［明治一三年］（二）―Ⅰ日本立法資料全集三〇』）、三二頁。

(45) 『刑法草案註釈』、二四―二六頁。

(46) たとえば、明治一三年九月二二日判決「古金銀偽造ノ件」では、「贋造ノ草文一両小判」を「六両」で買い取り、それをさらに偽造であることを明かしたうえで「代金一三円五〇銭」で売り渡したことと、偽造された「真文一分金」の一〇枚を「金五円ニ質入」したことについて賊盗律詐欺取財条の成立が示されている（『大審院刑事判決録第一三巻』文政書院、一九八八、二二七―二二八頁）。ここからは、偽造旧貨幣が売買されるとともに、旧貨幣が質にいれられた様子を看取でき、人々の間で旧金銀貨がやり取りされていたことが窺い知れる。

(47) 『刑法草案註解』、四―五頁。

(48) « Projet révisé » pp. 638-639.

(49) « Projet révisé » pp. 652-653.

(50) なお、邦文の『刑法草案註釈』では“cours légal ou forcé”は「適法強通」(同書、一八頁)と邦訳されている。
(51) « Projet révisé » p. 639.
(52) « Projet révisé » p. 656.
(53) « Projet révisé » p. 657.
(54) « Projet révisé » pp. 639-640.
(55) 「全ク通用ヲ為サスシテ其実価ノ外估価スルヲ得可ラサル日本旧貨幣」(『刑法草案註解』)、五頁。
(56) 『会議筆記』、一〇七三頁。
(57) 『法規分類大全五四刑法門(一)』、一二三—一二四頁。
(58) 新律綱領・改定律例の編纂については、藤田弘道『新律綱領・改定律例編纂史』(慶應義塾大学出版会、二〇〇一)に詳しい。なお、同書では、新律綱領の貨幣偽造をめぐる規定が削除された経緯についても言及されている(五六—五七頁)。
(59) 霞信彦「通貨偽造は『梟』(その一)、(その二)」(『書斎の窓』四四九号・四五〇号、一九九五)、四—五頁、二—三頁。霞信彦「通貨偽造は「梟」」(『矩を踰えて』慶應義塾大学出版会、二〇〇七)、三三—四〇頁。
(60) 西川哲矢「通貨偽造犯即決処置に対する大阪府の意見具申」(『法学雑誌』六〇巻一号、二〇一三、一四〇—一五〇頁)は、明治初年の貨幣偽造をめぐる法令をまとめるとともに、当時の社会状況に即した政府の施策が行われていたことを指摘している。
(61) なお、明治九年には同年四月一九日太政官第五七号布告「贋造金銀銅貨紙幣等取扱規則」が定められている(『法規分類大全六政体門(六)』、三八七—三八八頁)。贋金への対応策における明治政府の方針を明らかにするとともに、単行法令としての取締り規則と刑事法典の関係性への考察という意味において、興味深い素材だが、本稿では刑罰法規を主眼として論考を試みているため、具体的な検討は他日に期す。
(62) 以下、条文は『法規分類大全五四刑法門(一)』、一二三—一二四、三〇一—三〇二頁に拠る。
(63) 国立国会図書館「日本法令索引[明治前期編]」http://dajokan.ndl.go.jp/SearchSys/search_top.pl、『法規分類大全六政体門(一)』、一二三頁。なお、偽造宝貨律の末文「府藩県通行ノ貨幣亦同シ」(同書、一二四頁)の対象となる範囲は稿を改めて検討する。
(64) 「伺・指令裁判体制」については霞信彦「明治初期における刑事裁判について—伺・指令裁判体制を中心に—」(『法学研

究』七六巻七号、二〇〇三）、一―二七頁に詳しい。

(65) 日本史籍協会編『司法省日誌』第一―第二〇巻（東京大学出版会、一九八三―一九八五）から引用する。『司法省日誌』の性格については、霞信彦「「司法省日誌」考―第一期刊行分を素材として―」（『法学政治学論究』四号、一九九〇）、六七―九八頁。霞信彦「司法省日誌記事をめぐる一試論」（『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集』慶應義塾大学法学部、一九九〇）、沼正也「家族関係法における近代的思惟の確立過程（その一）」、同「司法省指令の形成をめぐる明法寮の役割」（同『財産法の原理と家族法の原理（新版）』三和書房、一九八〇）、二一〇頁註（一）、六八二頁。

(66) 判決形成をめぐる明治一〇年代の大審院と司法省の関係性については、岩谷十郎「訓令を仰ぐ大審院」（同『明治日本の法解釈と法律家』慶應義塾大学法学研究会、二〇一二）、六七―一三六頁。

(67) 『司法省蔵版明治前期大審院刑事判決録』第一巻―第一八巻（文生書院、一九八七―一九八八）から引用する。

(68) 本稿の目的および紙幅の制限に鑑みて、司法省に近い関係にあるとともに、「上訴」を介して下級の裁判機関を含めた統一的な見解が現れると考えられる指令および大審院判決に焦点を絞って検討を行った。今後は、社会における犯罪の実態をより具体的に理解するために、明治一四年までの刑事判決資料と、「府県史料」に綴じこまれた罪案口供などを用い、より詳細な検討を行っていきたい。なお、「府県史料」を用いて、貨幣の窃盗および偽造事件を検討し、地域における流通貨幣の実態を明らかにした研究として、加藤慶一郎「明治初年における讃岐地方の流通貨幣―貨幣窃盗と偽造事件を通じて―」（『甲南経済学論集』五四巻三・四号、二〇一四）、四七―七六頁があり、興味深い分析視角を提示している。

(69) 当初、司法省に属する裁判所のみが指令に依拠した法の運用をすることが許され、地方官の管掌下にある府県の裁判機関は指令を参考にしてはならないとされていたが、明治七年に一定の事件については、指令に準拠して裁判を行うことが裁判所・各県を問わずに認められ、これによって一種の先例のような性格が指令に認められたといわれる（前掲霞「明治初期における刑事裁判について―伺・指令裁判体制を中心に―」、一九―二〇頁）。同時代の法的判断にあたって重要な意義を有した指令として、『司法省日誌』や『司法省指令録』、『刑事類纂』などに収められたものを中心に以下の考察を進めていく。

(70) 『刑事類纂丙編』、五六―五七頁。

(71) 『法規分類大全五政体門（五）』、一二七―一四五頁。

(72) 『法規分類大全五政体門（五）』、一二九―一三八頁。

(73) 『法規分類大全五政体門（五）』、一四九―一五一頁。

(74) 『法規分類大全五政体門（五）』、一二八頁。

(75) 新貨条例は、布告の趣旨を掲げた前文、「新貨幣例目」、「新貨幣通用制限」から成る。本文で挙げた表は「新貨幣例目」の中である。新貨条例において旧貨幣の名称が現れているのは、新貨幣例目の条文中である。、厳密には「表」に示されているわけではないが、当該表と新貨幣例目は、新貨条例を共に構成し、相互に補完しあう関係であることに鑑みて、本文では新貨例目中の旧貨幣の名称を引用した。

(76) 『刑事類纂丙編』、五九―六〇頁。

(77) 『刑事類纂丙編』、六六頁。

(78) 『法規分類大全六政体門（六）』、一八九―二〇〇頁。

(79) 同表の名称については、関連する布告において「旧貨幣価格表」、「旧金銀貨幣価格表」、「旧金銀貨幣価格比較表」が混合して表記されているが、ここでは同布告に明記されている「旧金銀貨幣価格表」と呼称する。

(80) 『刑事類纂丙編』では、四七頁から「偽造宝貨」に関する記述が始まる。その冒頭には関連する法令が掲げられているが、明治七年九月五日太政官第九三号布告もそこに記載されている。このことからも、「旧金銀貨幣価格比較表」が法運用において基準とされていたことが推知できよう。

(81) 『法規分類大全五政体門（五）』、一六一―一六二頁。

(82) 前掲「貨政考要」（大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成第十三巻』）、一九頁。土屋喬雄・山口和雄『図録日本の貨幣七』（東洋経済新報社、一九七三）、二〇九頁。

(83) 『法規分類大全五政体門（五）』、一六二―一七七頁。

(84) 前掲「貨政考要」（大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成第十三巻』）、一〇七頁。前掲『図録日本の貨幣七』、二一三頁。

(85) もっとも、明治七年九月五日太政官第九三号布告の「旧金銀貨幣価格比較表」が示された約二ヶ月後の同年一一月一五日付けで大分県が、「金銀御改正新貨幣品位量図表」を基準としている明治六年の京都裁判所を参照して伺を発し、当該表に基づくことを是とした指令が同八年一月に出されている（本稿三(二)2を参照）。後注（89）でも触れるが、旧刑法編纂の位置付けを考察するという本稿の趣旨を考慮して、ここでは、明治政府による貨幣政策の一環として発せられた法令に司法省の判断が追随する事実を指摘するに止め、両法令間の改廃関係については別稿にて検討を試みたい。

(86)『刑事類纂丙編』、六七―六八頁。なお、この伺と指令は「古金銀贋造者処分ノ義ニ付伺」と題されて『司法省指令録（一）』、七三―七四頁にも掲載されている。

(87)『法規分類大全六政体門（六）』、二〇八頁。

(88)『刑事類纂続編』、二四三―二四五頁。

(89) 旧貨幣と新貨幣の価格比較については、算定基準をまとめた表が次のような流れでだされている。明治元年閏四月一四日太政官布告「古金銀銅銭通用価格」（『法規分類大全六政体門（六）』、一六二―一七六頁）、同四年五月「新貨条例」の「新貨幣品位量目表」および同年における同表の追補修正（『法規分類大全五政体門（五）』、一二七―一四五頁、一四九―一五一頁）、同七年九月五日太政官第九三号布告の「旧金銀貨幣価格比較表」（『法規分類大全六政体門（六）』、一八九―二〇〇頁）、同一八年七月六日大蔵省告示第一〇三号による「旧金銀貨幣価格比較表」（同書、二二六―二三八頁）の改定である。これらの法令間における改廃の関係も重要な論点ではあるが、普通刑法典としての旧刑法の成立と、旧刑法典編纂における「法の継受」を考察するという本稿の目的に鑑み、後日に改めて検討することとしたい。また、偽造罪だけでなく、窃盗の対象が「古金銀等」であった場合に関する指令もあり（『司法省日誌一〇巻』、四九二―四九七頁）、そこでも前述の同七年第九三号布告が示されているが、偽造罪を検討としている本稿の趣旨を考慮し、これについても次稿で考察したい。

(90) 国立公文書館所蔵「法制局文書」所収「説明録壹　刑法一乾　自十年至十一年」（請求番号2A―34―06―2073）。「法制局文書」の性格については、湯川文彦「明治太政官制下における法制・行政・記録―「法制局文書」の検討から―」（『東京大学日本史学研究室紀要』一四号、二〇―一〇）、一三七―一六四頁を参照。

(91) それぞれの伺・指令の内容については、適宜抜粋して掲載した。

(92)「宝貨」の偽造でないと判断される場合、「不応為」または「詐欺取財」として処罰されたが、両罪のうち、いずれが成立すると判断された基準を明らかにすることも明治初年における貨幣の性格を考える重要な論点であろう。他日に検討を試みたい。

(93) もっとも、旧刑法が施行されてから一年を経た明治一六年二月一二日司法省内訓によれば、「旧金銀貨幣価格表ニ掲載スル金銀ヲ偽造シテ行使」すれば旧刑法第一八二条によって処罰することとし、これに抵触するそれまでの指令や内訓は取り消すことが付言された（『法規分類大全五四刑法門（一）』、四七二頁）。しかし、その二年後の明治一八年にはさらに判断が翻され、旧貨幣が同罪の客体であることが否定された（同書、四八〇―四八一頁）。なお、当時の旧刑法注釈書には明治一

八年における判断を支持するものが多く見受けられる。たとえば、宮城浩蔵『刑法講義』（明治法律学校、明治一七年）、六五七頁・宮城浩蔵『刑法正義』（講法会、明治二六年）、二二九―二三〇頁・井上操『刑法述義第二編』（岡島真七他、明治二一年）、五六三―五六四頁・磯部四郎『改正増補刑法講義下巻』（八尾書店、明治二六年）、三九四―三九五頁などは、旧貨幣の偽造を「貨幣ヲ偽造スル罪」で処罰することを明確に否定している。これらの見解については、旧刑法施行後の運用や同法の改正意見などを踏まえつつ、改めて論じたい。

(94) 『会議筆記』、一〇六四頁。

(95) 『法規分類大全五政体門（五）』、一二八頁。

(96) 『法規分類大全六政体門（六）』、一八九―二〇〇頁。

(97) 『法規分類大全六政体門（六）』、一九四―一九五頁。

(98) 『刑事類纂丙編』、六六頁。

(99) 吉井蒼生夫「「日本刑法草案」（確定稿）の編纂過程および資料解題」（前掲『旧刑法［明治一三年］（二）―I日本立法資料全集三〇』）、七頁。

(100) 『会議筆記』、一〇七三頁。

(101) むしろ、『会議筆記』にボアソナードによる説明として記述が残る「政府ノ布告」を基準とした分類こそが、当時の法運用の実際と合致していると解することができよう。

(102) 『刑法草案註訳』、一四頁。

(103) ボアソナードが提示している貨幣の分類は、母法である一八一〇年刑法典と異なるものであり、ボアソナードの自説が展開されていることがわかる。なお、旧刑法編纂時における一八一〇年刑法典では、一八六三年の改正を経て、第一三二条「フランスにおいて法定通用力のある金貨または銀貨」および第一三三条「外国の通貨」として客体が分けられている（中村義孝編訳『ナポレオン刑事法典史料集成』法律文化社、二〇〇六、二〇四―二〇五頁）。

(104) 『会議筆記』が「いわゆる速記録ではなく、「会議中の個々の発言の趣旨を記録したものである」として、『会議筆記』が整序、編集されているとの指摘も併せて考慮すべきであろう（藤田正「資料解題」西原春夫他編『旧刑法［明治一三年］（三）―I』信山社、一九九六、一四頁）。

(105) さらに、旧貨幣を偽造する事件が生じていたり、前章で言及した旧貨幣の回収についても、「旧金銀貨幣は非常に高価と

思い込んで交換しない者が多く」、旧貨幣がその手許に置かれたため、複数回にわたって交換延期がなされており（前掲『図録日本の貨幣七』、二一四頁）、旧貨幣がもつ貨幣としての価値が社会で根強く、かつ広汎に認められていたと推察できる。前掲「貨政考要」（大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成第十三巻』）、一〇二―一一一頁も参照。

(106) 牧瀬義博『通貨の法律原理』（信山社、一九九一）、一四二―一四三頁では、明治一五年のボアソナード民法草案から、彼が「近代的な通貨制度を創設するにあたり名目主義を原則」としていたことが指摘されている。法典間を交差するような彼の思考についても、各草案の比較を通しながらさらに詳しく検討していきたいと考えている。

(107) 本稿注（92）を参照。

髙田　久実（たかだ　くみ）
所属・現職　慶應義塾大学通信教育部非常勤講師
中央学院大学法学部非常勤講師
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
所属学会　法制史学会、日本古文書学会
専攻領域　近代日本法制史
主要著作　「旧刑法における文書偽造罪の制定過程に対する一考察――行為に関する規定を中心として――」『法学政治学論究』第九六号（二〇一三年）
「旧刑法における印章偽造罪の制定過程に関する一考察――法継受の実証的様相――」『法学政治学論究』第九九号（二〇一三年）